

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第734号）

2024年8月20日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、優良企業の中長期外債借入支援策を公表

国家発展改革委員会は2024年7月23日、優良企業（外資を含む）の中長期外債借入を支援するため、『優良企業による中長期外債の借入支援、实体经济の質の高い発展の促進に関する通達』を公表しました。この通達は『企業の中長期外債審査登記管理弁法』（国家発展改革委23年1月公表）の方針に基づき、優良企業の認定基準を明確にした上、優良企業による中長期外債借入の申請手続きなどを簡素化しました。この通達は24年7月29日から29年7月29日まで実施するとしています。

■ 直近の重要政策

財政政策

- ✓ **省エネ・節水、環境保護、安全生産専用設備のデジタル化、スマート化改造の企業所得税政策に関する公告**
（財政部など、7/18）

産業政策

- ✓ 『石炭火力発電の低炭素化改造行動方案（2024～2027年）』の公表に関する通知
（国家発展改革委員会など、7/15）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、優良企業の中長期外債借入支援策を公表

国家発展改革委員会は2024年7月23日、優良企業(外資を含む)の中長期外債借入を支援するため、『優良企業による中長期外債の借入支援、実体経済の質の高い発展の促進に関する通達』¹(以下、通達)を公表しました。この通達は『企業の中長期外債審査登記管理弁法』(国家発展改革委23年1月公表)²の方針に基づき、優良企業の認定基準を明確にした上、優良企業による中長期外債借入の申請手続きなどを簡素化しました。この通達は24年7月29日から29年7月29日まで実施するとしています。通達の内容については、以下図表1をご参照ください。

【図表1】通達の内容

No.	主な内容	条目
1	<p>➢ 現段階、以下の条件を満たす企業(以下、優良企業)の中長期外債借入(以下、外債借入)を重点的に支援する。</p> <p>① 『企業の中長期外債審査登記管理弁法』の関連規定を満たす。</p> <p>② 事業活動は国のマクロ調整と産業政策に適合する。</p> <p>③ 直近年度の営業収入が業界上位5位に入り、負債構成比率(負債/資産)などの財務指標が業界平均水準より優れる。</p> <p>④ 国際信用格付けが「投資適格」(BBB-以上)、または国内信用格付けがAAAである。</p> <p>⑤ 直近3年には、(1)国内外でデフォルトが発生しておらず、継続的な状態にある元利金支払遅延の事実が存在しない、(2)深刻なルール違反行為がなく、嚴重信用喪失主体リストに掲載されていない、(3)財務諸表の監査報告書において「不適正意見」または「意見不表明」が記載されておらず、「限定付適正意見」が記載された場合、限定付適正意見に係る事項の影響が既に解消された。</p>	第1条
2	<p>➢ 優良企業による外債借入の審査承認と登記の申請に対し、国家発展改革委は現行制度を元に、特別審査を実施し、関連要求を適切に緩和し、対応を迅速化する。</p> <p>① 企業は子会社を含む年度計画の連結外債限度額を申請することが可能である。</p> <p>② 国際的な融資を申請する際、締結済みの融資契約を提供できないが、融資機関の意向表明書を提供できる場合、許容可能な不備として手続きを進めることが可能である。企業は初めて貸付金を引き出した上で、国家発展改革委に情報を報告する際、その融資契約を追加提供しなければならない。</p> <p>③ オフショア債券の発行を申請し、引受主幹事を未だ指定していない場合、許容可能な不備として手続きを進めることが可能である。企業は毎回のオフショア債券発行終了後、国家発展改革委に情報を報告する際、引受主幹事のデューデリジェンス報告書と真実性誓約書を追加提供しなければならない。</p> <p>④ 国内信用格付けがAAAで、かつ国際信用格付けがA-以上である場合、申請資料における専門機関の法律意見については、企業内部の法務またはコンプライアンス部門による表明を認める。</p>	第2条
3	<p>➢ 企業が外債の審査承認と登記を申請する際、優良企業としての外債管理を適用する理由を説明し、関連のエビデンス資料を提供しなければならない。</p>	第3条
4	<p>➢ 国家発展改革委は企業の申請資料を考慮し、各種所有制の優良企業の外債借入を積極的に支援し、国のマクロ調整と産業政策及び外債全体の状況に基づき、優良企業の認定基準を適時に調整することがある。</p>	第5条
5	<p>➢ 不動産企業及び地方政府の資金調達機能を担う地方国有企業が外債借入の審査承認と登記を申請することは、現行の規定に基づき実施する。</p>	第9条

(通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202407/t20240723_1391882.html

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第643号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。⇒

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0696-XF-0105.pdf>

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

財政政策

省エネ・節水、環境保護、安全生産専用設備のデジタル化、スマート化改造の企業所得税政策に関する公告

(原文: 关于节能节水、环境保护、安全生产专用设备数字化智能化改造企业所得税政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2024 年第 9 号

財政部など 2024 年 7 月 18 日公表

【主要内容】

- 『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』（国务院24年3月公表）の方針に基づき、財政部は稅務總局と連名で、省エネ・節水、環境保護、安全生産専用設備のデジタル化、スマート化改造を行う企業に対する法人稅の優遇策を公表した。
- 企業が24年1月1日から27年12月31日にかけて発生した専用設備のデジタル化、スマート化改造への投資について、当該専用設備購入時の課稅標準額の50%を下回る部分は、10%をベースに当年度の納付すべき稅額から控除できる。控除しきれない場合、以降の年度に繰越すことができるが、繰越しは最長で5年を超えてはならない。
- ここでいう専用設備とは、『「安全生産専用設備の企業所得稅優遇目録（2018年版）」の公表に関する財政部、稅務總局、應急管理部の通知』（財稅〔2018〕84号）、『省エネ・節水と環境保護専用設備の企業所得稅優遇目録（2017年版）の公表に関する財政部、稅務總局、国家發展改革委、工業情報化部、環境保護部の通知』（財稅〔2017〕71号）に列挙された専用設備を指す。
- 借手側はファイナンスリース（リース契約においてリース期間満了時にリース設備の所有權が借手側に移転すると約定）の形で、専用設備を納入し、専用設備のデジタル化、スマート化改造を行う場合、上記の優遇策を適用する。
- 企業が補助金を利用して専用設備のデジタル化、スマート化改造を行う場合、その投資は上記の優遇策を適用できない。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202407/t20240717_3939697.htm

産業政策

『石炭火力發電の低炭素化改造行動方案（2024～2027 年）』の公表に関する通知

(原文: 关于印发《煤电低碳化改造建设行动方案(2024—2027 年)》的通知)

發改環資〔2024〕894号

国家發展改革委員會など2024年7月15日公表

【主要内容】

- 国家發展改革委員會は、国家エネルギー局と連名で、石炭火力發電機の低炭素化改修に向けた活動計画を公表した。
- 25年までに関連發電プロジェクトの1kWh当たり炭素排出量を23年より約20%、27年までに関連發電プロジェクトの1kWh当たり炭素排出量を23年より約50%削減することを目標に掲げている。
- 改修方法については、バイオマスとグリーンアンモニアの燃焼、CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）技術の活用が挙げられる。
- 条件を満たすプロジェクトがインフラREIT（不動産投資信託）、グリーンボンドを発行する、またはグリーンローンなどを申し込むことを奨励する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202407/t20240715_1391663.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。